

補助事業全般に関すること

	質 問	回 答
1	2年継続事業で補助対象と補助対象外の内容を含む工事の場合、次年度採択までの期間に補助対象外の部分の工事は実施してよいか。	単年度ごとに契約することを前提として、2年目の補助対象外の工事を交付決定前に開始するためには、補助対象と補助対象外の工事を分けて契約する必要があります。
2	小水力発電設備の事業で28年度設計、29・30年度継続費で契約しようとしている工事の場合、補助申請は29年度になるのか。また、業者との2年継続契約はできないのか。	補助対象である設備の設計は補助対象になります。業者との契約は単年度ごとの契約になります。
3	設計は補助対象になるとのことだが、その前段のポテンシャル調査(可能性調査)は補助事業対象になるのか。	導入が決定している設備の設計に関する試験調査費用は補助対象ですが、調査によって設計する設備が変わるような「ポテンシャル調査」は対象外となります。
4	2か年の継続補助事業で1年目は交付決定後に実施設計委託を発注し2月末完了、2年目は工事についての交付決定を受けた後発注し2月末完成との事業は可能か。	2か年の全体計画に基づいて1年目に設計を委託して支払いを完了させ、改めて2年度目の交付申請後、交付決定を受けて工事を実施する事業であれば補助対象事業となります。
5	発注してから契約するまでに1月以上要する補助事業で、発注段階で補助事業の開始となるのか。また、2月末完成としない事業は、補助対象とならないのか。	契約・発注は交付決定後でなければ補助対象となりません。見積りは交付決定前でも差し支えありません。2月末までに完成しない事業は補助対象になりません。
6	初年度実施設計・次年度工事の補助事業の場合、工事費は設計をしないと確定しないため全体額の申請は、概算でよいのか。	年度ごとの概算の見積書又は積算書を元に必要額を算出し、応募申請をしてください。2年度目については、初年度時点の計画から、金額や内容が変更になる場合は早めに当協会にご相談ください。
7	特定収入が5%を超える場合、消費税を含めてよいことになっているが、確認は確定申告書の写し等で行うのか。	直近2期分の決算書で確認します。
8	H27年度の決算が確定してない。H25、H26分の提出でよいか。	応募、交付申請時には確定している直近の2期分を提出してください。
9	対象事業の諸経費の配分は発注者側で決めてよいか。	決定して差し支えありませんが、間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の額、諸経費率が妥当であることを示す資料を提出してください。
10	工事全体の一部分だけが補助対象になる場合、全体工事の諸経費を按分するのか、単独で発注する形で諸経費を出すのか。	工事全体の一部分だけが補助対象になる場合には、全体工事の諸経費を按分することも可能ですが、その際按分の仕方について説明する資料を提出していただくこととなります。